

税の申告が 始まります

申告 期間

2月16日(月)～
3月15日(月)

時間 9:30～16:00
会場 役場多目的ホール

※ 3月7日(日)以外の土曜日
と日曜日は休みです。

納税 相談

2月25日(水)

時間 9:30～16:00
会場 役場多目的ホール

※ 税務署職員が申告のご相談
を受け付けます。また、譲渡
所得の申告も受け付けます。

住民税の申告を しなくてもよい人

▼勤務先で町県民税を特別徴収
されている人(退職した人は除
きます)

▼65歳以上(平成16年1月1日
現在)で公的年金をもらい、公
的年金の収入が228万円以下
で、そのほかに収入のない人

住民税の申告をしな ければならない人

右記以外の人及び障害年金を
もらっている人、遺族年金をも
らっている人や収入がなく扶養
になっている人も申告してくだ
さい。平成16年1月1日現在で、

平成15年分所得税と平成16年度町県民税
の申告時期になりました。申告会場は役場
のみとなっていますのでご注意ください。
申告期間中、3月7日(日)以外の土曜日と
日曜日は、役場が閉庁のため申告は受け付
けできません。また、税務署も土曜日と日
曜日は休みのため、申告を受け付けていま
せんのでご注意ください。

18歳以上の人すべてが対象にな
ります。

申告をしていない人には、所得
に関する証明書などの発行がで
きませんので、必ず期間内に済
ませましょう。

国民健康保険に加入している
人は、正しい税額の算定のため
に収入の有無に関わらず申告し
てください。

確定申告をしなけ ればならない人

◎一般の人

▼商業、工業、医業、農業、漁
業などを営んでいる人

▼地代、家賃、配当収入、不動
産の売却などの所得がある人

▼各種の所得金額の合計額が、
所得控除の合計額を超える人

◎サラリーマン(給与所得者)

▼一年間の給与収入が2,00
0万円を超える人

▼給与所得や退職所得以外の所
得金額の合計が20万円を超える
人
▼2か所以上から給料をもらっ
ている人
▼中途退職者で年末調整を受け
なかった人

ご持参ください 申告に必要なもの

せっかく確定申告に行っても
印かんを忘れたり書類が足りな
かったりすると、もう一度窓口
に行かなければならない場合も
あります。

申告のときには、次のものが
必要です。必ずご持参ください。

▼印かん
▼税務署から送付された申告書
を持っている人は、その申告書

▼給与をもらっている人は、源
泉徴収票(勤め先で発行します)
など、年間支給額が分かるもの

申告用語チェック

◆確定申告

確定申告とは、簡単にいえば、1年間に納める所得税の総決算のことです。確定申告では、税額を算出して、税を支払う場合もありますが、払いすぎた税を返してもらう場合もあります。

申告は期間内に必ず済ませるようにしましょう。期間を過ぎて申告し、所得税が課税された場合は延滞税や無申告加算税がかかりますので注意が必要です。

◆還付申告

払いすぎた税金を返してもらうための申告で、1月から税務署で受け付けています。給料をもらっている人は、税を給料から天引きされ、年末調整で過不足を清算するので申告の必要はないと思われがち。でも、医療費控除がある場合など申告が必要な場合もあります。

また還付申告は、5年前までさかのぼることができることも覚えておきましょう。

◆所得

年収から必要経費を差し引いた純利益を所得といいます。サラリーマンなど給料をもらっている人は必要経費を申告することはできませんが、年収に応じた給与所得控除という措置があります。源泉徴収票では、給与所得控除後の金額が所得に当たります。

◆所得控除

所得から差し引かれる金額で、この控除の合計額が多いほど課税される金額が少なくなります。所得控除にはいろいろな種類の控除があり、医療費や社会保険料、生命保険料、損害保険料、寄付金といったお金に対する控除と、配偶者や扶養者、障害者、老年者、寡婦(夫)、勤労学生といった人に対する控除などがあります。

◆課税所得金額

所得から所得控除の合計を差し引いた課税の対象となる金額です。この課税所得に適用される税率をかけた額が、納めなければならない税金の額になります。

2月16日(月)から
3月15日(月)までは確定申告期間
申告は期間内に必ず済ませましょう

▼年金をもらっている人は、公的年金の源泉徴収票(各年金機関が郵送します)など、年間の年金支給額が分かるもの
▼農業を営んでいる人は、耕作面積、農機具所有明細(新規購入の場合、買い取り金額が分かるもの)、多用途利用米出荷明細書、被害証明書など
▼還付金のある人は、自分名義の預金通帳などの口座番号
▼医療費控除を受ける人は、1月から12月までに支払った医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書
▼生命保険料や損害保険料の控除がある人は、支払保険料の証明書
▼住宅取得等特別控除を受ける人は、登記簿謄本、住民票の写

申告と納税は 正しくお早めに

し、売買契約書または請負契約書の写し、住宅取得金にかかる借入金の年末残高等証明書
▼雑損控除を受ける人は、被害を受けた住宅家財の明細書
▼国民健康保険税・介護保険料の納付証明書
▼国民年金保険料の納付額の確認は、領収書が必要です

○所得税の確定申告と納税
2月16日(月)～3月15日(月)

○個人事業者の消費税と地方消費税の申告と納税
3月31日(水)

○贈与税の申告と納税
2月3日(火)～3月15日(月)

これらの税は自分で所得を計算し、税金を算出して納付する申告納税制度をとっています。所得金額や税額は正しく計算し、申告と納税は期間内に済ませましょう。

例年3月10日を過ぎると税務署の窓口は大変混雑し、待ち時間もかなり長くなります。できるだけ早めに申告を済ませましょう。

※ 申告書を自分で書くことができる人は、直接税務署へ郵送してください。申告書の書き方など、分からないことがあれば、田川税務署、または、役場税務課にお問い合わせください。

■田川税務署 ☎ 44-0432

■役場税務課 ☎ 63-3000

内線 106・107



成人おめでとう 今年は82人が 大人の仲間入り

「大人の仲間入り」を祝う成人式が1月12日、レインボーホールで開催されました。今年の該当者は男性37人、女性45人の計82人。晴天に恵まれた当日は、色鮮やかな振りで姿や真新しいスーツに身を包んだ若者61人が厳粛な気持ちで出席しました。

町長や来賓の人たちからたくさんの方の祝辞を受けた後、新成人を代表して成光の中嶋浩子さんが謝辞を力強く述べ、新成人としての決意を新たにしました。

式曲後の立食パーティーでは、久しぶりに再会した恩師や友人たちと写真を撮りあったり、懐かしい思い出話を語りあったりと、楽しいひとときを過ごしていました。



リースづくりで交流を 今任小児童とグッドライフ

12月18日にケアハウス・グッドライフで、今任小学校4年生16人が入所しているお年寄りからリースの作り方を教わりました。

児童が施設見学に訪れたときに飾られていたリースがきっかけです。児童はもちろん、お年寄りたちも一緒にリース作りを楽しみました。これから交流が続くといいですね。

生きる喜びを考えよう 人権講演会

12月19日、役場で、講師に大分県宇目町観光大使の矢野大和さんを迎えて人権講演会が行われました。

矢野さんは、「物事を否定から入らない」「人間は他人から必要とされることが生きる喜びにつながる」など、人間関係を円滑にするコツを大分弁で語り、笑いを交えた講演に約100人の参加者は時を忘れたようでした。



笑いで免疫力を高めて 心の健康づくり

11月30日、レインボーホールで講師に春日市の伊藤実善医院長を迎え、心の健康づくり教室が開催されました。

伊藤さんは「笑いは、ストレスを分散し免疫力が高まりガンを防ぐことができる」と呼びかけ、後半は得意のマジックを披露。新聞紙でツリーを作るなどのマジックで150人の聴衆を沸かせました。

防災への誓いを新たに 大任町消防団出初式



1月18日、町消防団の出初式が中学校のグラウンドで開催され、消防団員140人が参加。

式では服装点検や消防功労者表彰などが行われ、号令や点呼など気合いの入った声がグラウンドに響いてました。また、第4分団が出初式の華ポンプ操法（消火演習）を披露。真剣な表情で取り組むその姿に、観衆から盛大な拍手が送られました。

——表彰は次のとおり（敬称略）——

■消防庁長官表彰永年勤続功労章

宮本 敏男

■日本消防協会会長表彰精績章

永原 勝則

■日本消防協会会長表彰勤続章

奥永 清則

■自治体消防55周年記念特別表彰 消防団員家族表彰

楠木 俊春

■福岡県消防協会会長表彰金馬簾表彰

大任町消防団第3分団

■永年勤続表彰

楠木 俊春(35年) 佐々木 武義(25年) 楠木 勉(25年)
高下 三九馬(25年) 浦野 高春(25年) 宮地 正(20年)
坂本 年行(20年) 岩本 修(20年) 榎木 雄一郎(20年)
安武 光秀(20年) 次谷 隆澄(10年) 皆川 英和(10年)
楠木 浩二(10年) 太田 孝樹(10年)

■親子消防団員表彰

杉原 光之 杉原 博文

■優良団員表彰

毛利 忠裕 藤井 勇 稲垣 信彦 奈須 伸一郎
楠木 哲也 安武 卓巳 浦野 義信

■福岡県消防協会田川郡支部連合会長表彰優良団員表彰

鈴木 隆 長原 敬二

■福岡県知事感謝状永年勤続感謝状

宮地 正 岩本 修 榎木 雄一郎 安武 光秀
鈴木 助太郎

■福岡県民火災共済生活協同組合理事長感謝状

大任町消防団第3分団



12月17日、添田警察署で、第10回
非行防止標語コンクール（添田警察
署少年補導員連絡会主催）の表彰式
が行われました。

中学生の部では 田淵美佳さん大
任中3年）と白川浩治くん（同3年）
が、小学生の部では、大塚貴史くん
（大任小6年）と田村つくしさん（同
6年）、浦野薫さん（今任小6年）が
金賞を受賞。そのほかの受賞者は次
のとおりです。

■中学生の部

銀賞 奥永清さん（大任中3年）

銅賞 矢吹三緒さん（大任中1年）

■小学生の部

銀賞 永原蓮さん（大任小6年）

山岡真洲くん（今任小6年）

銅賞 進日香里さん（大任小6年）

鶴丸惺くん（今任小5年）



▲ 金賞を受賞した5人。左から大塚貴史くん、田村つくしさん、浦野薫さん、白川浩治くん、田淵美佳さん

大任っ子 10人が表彰

非行防止標語コンクール

たがわ7市町村 任意合併協議会だより

新市将来構想の 第4章から第7章を審議

昨年12月6日に糸田町民会館で第4回、本年1月10日に川崎町コミュニティセンターで第5回たがわ7市町村任意合併協議会が開かれました。

両会議では、新市将来構想の全7章のうち第4章から第7章を審議し、一部修正して承認しました。

第4章

新市の基本理念と将来像

たがわ7市町村には、豊かな自然のほか歴史、文化、産業など優れた地域の財産が数多くあります。「郷土が持つすばらしい財産（地域資源）」と「郷土を誇りに思い、互いに助け合うところ」を基本に「豊かな自然と人を大切にし、新たな発想で未来を切り拓く自主・自立のまちづくり」を基本理念と定めます。

また、新市の将来像を「夢と希望がもて、住んでみたくなるまち（新市）」と定め、「自然と共生する豊かな産業づくり」「県央中核都市として魅力ある都市基盤づくり」「安全で快適な環境にやさしい生活環境づくり」「思いやりと温かさが支え合う福祉・健康つ

くり」「心豊かで生きがいのある教育・文化づくり」「人権を尊重した協働による住民主役の个性的なまちづくり」「産学連携による新産業の創出」の7つの基本目標を定めます。

第5章

将来フレーム

たがわ7市町村は、今後人口・世帯数ともに減少が進み、その一方で高齢者が急激に増えると予測されます。平成12年国勢調査の人口12万119人、世帯数4万5180世帯、65歳以上2万9156人（約24パーセント）が、20年後には人口10万1416人、世帯数4万4094世帯、65歳以上3万5998人（約36パーセント）と予測されます。

第6章

土地利用構想

新市では、「地域特性を活かす」「持続的発展」「都市構造の形成」を基本方針とした土地利用を推進し、自然環境の保全とともに、社会経済活動の拡大や都市化の進展など新市の一体的な発展に役立てる計画とする必要があります。

そのため新市を、都市的・農業的・森林的土地利用の大きく3つの領域に分け、適正な土地利用を促進します。

第7章

財政シミュレーション

新市における財政状況の推移を把握するために、歳入や歳出に対するいくつかの仮定をもとに平成14年度決算を基準として、合併初年度（平成18年度）から地方交付税の特例措置が切れる平成33年度までの16年間で試算しました。

その結果、新市の財政規模は合併当初の660億円が、人員削減などで平成33年度には470億円程度に落ち着く見込みです。

【歳入の推移】

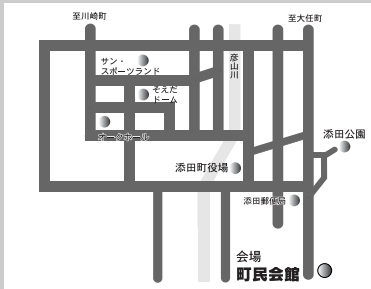
人口の減少の影響で、地方税が合併当初の約84億円から約79億円まで減少します。地方交付税は、合併後10年間は特例措置により200億円程度ですが、その後段階的に減少して約163億円になります。

【歳出の推移】

人件費が約119億円から約81億円へと減少し、生活保護費、老人福祉費などの扶助費は178億円から184億円に増加します。施設や道路などの建設事業費（投資的経費）は、当初は失業対策事業と合併特例債による事業で相当の投資が見込まれますが、合併11年目以降には急激に減少し、16年目には当初の10分の1程度に減少します。

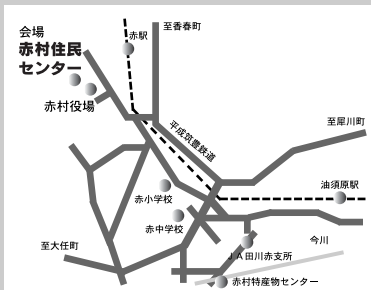
2月の会議は添田町です

- とき 2月7日(土) 10時～
- ところ 添田町民会館
- 傍聴定員 40人



3月の会議は赤村です

- とき 3月6日(土) 10時～
- ところ 赤村住民センター
- 傍聴定員 40人



◆傍聴するには

- 1 受付で「傍聴届」に住所・氏名・年齢を記入
- 2 傍聴証を受け取る
- 3 会議を傍聴する
- 4 傍聴証を返す

※傍聴者の定員は会場の広さで異なりますので、事前に広報でお知らせします。

※傍聴証は、開会30分前から受け付け順に渡します。ただし、30分前の時点で傍聴希望者が定員を超える場合は抽選します。

◆傍聴する時のマナー

- ◎拍手・私語・飲食・喫煙・はり紙・旗・垂れ幕禁止
- ◎みだりに席を離れない
- ◎携帯電話の電源を切る
- ◎撮影・録音は議長の許可を受けた場合のみ可

◆傍聴できない場合

- ◎酒気を帯びていると認められる
- ◎下駄、木製サンダルの類を履いている

※傍聴するときの注意を会場で渡します。

◆問い合わせ たがわ7市町村任意合併協議会事務局(田川市役所内)

☎44-2000 内線340・341
ホームページ
<http://t-ninkyo7.com/>
Eメール
ninkyo7@city.tagawa.fukuoka.jp

新市将来構想



ダイジェスト版を承認

新市将来構想の要点をまとめたダイジェスト版(カラー、A4判、8ページ)が承認されました。

法定協議会への移行の可否

協議会のなかで、委員から「この7市町村の枠組みで法定協議会に移行できるのか」、「現行の合併特例法の下で合併するには時間が十分に残されていないので、早く法定協議会に移行すべきではないか」などの意見がありました。

そこで、4月に法定協議会へ移行するか否か、合併協議の枠組みを2月中に確定することとし、各市町村では議会などと調整を図り、今回の協議会では今後の進むべき方向について協議することを申し合わせました。

わがまち自慢

川崎町のいちおしPR



立地のよい
文化情報の発信地

川崎町立図書館

豊前川崎駅前にあり、通勤・通学する人たちが気軽に立ち寄れる円形ドーム型の図書館です。

様々なジャンルの書籍、ビデオなど約49,000冊を所蔵しており、快適な空間で読書や学習、ビデオ鑑賞ができます。視聴覚室には、ビデオ、LD、DVD、画、カメラ対応のプロジェクターを設置しています。

また、多くのボランティアの協力で、絵本の読み聞かせ、夏・冬休みの工作や楽しみ会など、数多くのイベントがあり、子どもたちはいつも楽しみにしています。

■問い合わせ

川崎町立図書館(☎73-2699)



体育館年間使用の予約受け付けます

レインボーホールでは、年間をととしてB&G体育館使用を希望する人や団体を対象に、次のとおり平成16年度の年間使用計画会議を開きます。年間使用を希望する人、また団体代表者は必ず参加してください。

■とき 2月28日(土)19時～

■ところ レインボーホール研修室

■問い合わせ ☎63-4832 レインボーホール

福岡市南区大楠3丁目1-1
〒815-8503
福岡市南区大楠3丁目1-1

**ホームヘルパー
1級課程養成研修**

日本赤十字社福岡県支部では、ホームヘルパー2級課程修了後1年以上ホームヘルパーとして活動した人を対象に、次のとおりホームヘルパー1級課程養成研修の受講者を募集します。

■募集定員 80人

※ 申し込み多数の場合は抽選となります。

■研修会場 福岡会場（日本赤十字社福岡県支部）ほか2会場

■受講料 13万円

■申し込み 住所・氏名・郵便番号・電話番号を書いて、140円切手を同封して申込書を請求してください。くわしくはお問い合わせください。

■申込締切 2月29日(日)まで

■問い合わせ 申し込み先

おしらせ 広場 大任町役場

〒824-0512 福岡県田川郡大任町大字大任3067番地

☎ 63-3000



日本赤十字社福岡県支部 1
級ホームヘルパー養成担当係
☎092-5223-1632

介護保険嘱託職員 採用試験を実施

福岡県介護保険広域連合では、次のとおり介護保険嘱託職員の採用試験を行います。

■一次試験 3月7日(日)

■ところ

ヤングワークFUKUOKA

■受験資格

【年齢】昭和29年4月2日以降に生まれた人

【資格】介護支援専門員実務研修受講資格試験合格者、保健師

看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士のいずれかの

資格を有し、自家用車で調査

活動が可能な人

■受付期間 2月13日(金)～2月

27日(金) 9時～17時

■申し込み先 福岡県介護保険

広域連合田川支部、または役

場住民2課

※ 受験願書は、2月6日(金)か

ら県介護保険広域連合田川支

部および役場住民2課で配布

■問い合わせ 福岡県介護保険

広域連合田川支部

☎49-1093

住民2課 内線119

申請すると農業用に使う 軽油の税金が免除されます

2月16日(月)から20日(金)までの期間以外は飯塚県税事務所での受け付けになります
受付期間には十分ご注意ください

軽油には県税として1リットルあたり、32円10銭の軽油引取税がかかっています。しかし、農業を営む人が農業用のトラクターやコンバインなどの燃料として使う軽油については、本人の申請で軽油引取税が免除されます。

飯塚県税事務所では、この農業用免税軽油使用者証と免税証の交付申請を次のとおり受け付けます。

■対象者 農家を営んでいる人（兼業農家も含む）

■とき 2月19日(木) 9時～11時30分 13時～16時

■ところ 田川総合庁舎2階第2会議室

■注意事項 窓口の混雑を避けるため、町村ごとに受付日を設定していますが、2月16日(月)から2月20日(金)の間であれば、田川県税事務所でも申請を受け付けます。

この期間以外では、飯塚県税事務所（飯塚総合庁舎1階）で申請を受け付けます（土・日・休日を除く）。

■申請に必要なもの

▼新規の場合

① みとめ印（共同申請の場合も個人ごとに必要です）

② 耕作証明書（農業委員会が発行します。個人ごとに必要です）

③ 機械の所有を証明する書類（販売証明書、貸与証明書など）

④ エンジン番号のすりだし、または全書写真

▼更新の場合

① 免税軽油使用者証

② みとめ印

③ 耕作証明書

④ 免税軽油の引き取りなどにかかる報告書

⑤ 免税軽油の納品書・請求書

■問い合わせ 飯塚県税事務所 課税第二課 軽油引取税係

☎0948-23-4111

内線525・526

国民年金Q&A

問い合わせ
住民1課年金係
内線114番

Q 結婚することになり、会社を退職しました。国民年金に加入しなければいけないのでしょうか？ その場合どんな届出が必要ですか？

A 会社を退職したとき、あなたの年齢が20歳以上60歳未満であれば、国民年金に加入することになります。役場住民1課の国民年金担当窓口で加入の手続きを行ってください。国民年金の第1号被保険者となった場合は、国民年金の保険料を自分で納めることになります。

なお、結婚して配偶者に扶養される場合には、国民年金の第3号被保険者の届出が必要になります。第3号被保険者の届出は、年金手帳等の必要書類を添えて配偶者の勤務している会社または共済組合に提出してください。

A 保険料を未納のままにしておくと将来年金を受けられない場合も出て来ます。生活が苦しくて保険料を納められない人は、保険料免除の申請をしてみてもいいかがでしょうか？ 免除が承認されるとその期間は資格期間として計算されます。ただし年金額は通常の3分の1になります。これを満額に戻すには、10年以内に免除された分を追納する必要があります。

保険料の免除申請について詳しくは、社会保険事務所または、役場の国民年金係にご相談ください。

問い合わせ

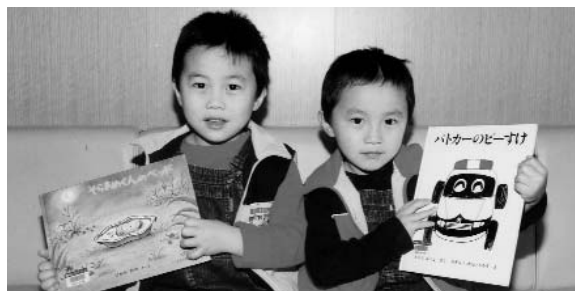
直方社会保険事務所
☎0949-22-0890

Q 自営業を営んでいますが、不況で生活が苦しく、保険料を納めることができません。こんな時はどうしたらよいのでしょうか？



OTOレインボーホール としよしつだより

☆☆☆ ☎63-4832



▲ 高瀬倅平くん・高瀬大地くん（熊本）



「フレディ」から学んだこと
——音楽劇と哲学思想——
日野原重明 作



きのうのぼくにさようなら
ポーラ・フォックス 原作
掛川恭子 訳作
杉山真理 画



ゆきのふりよる
N・バトワース 原作
はやしきみ 訳作

私たちはどこから来てどこへ行くのだろう。生きることはどういう意味があるのだろう。死とは何だろう——。この難問に正面から答えてくれる本です。

このほか、図書室では「日野原重明のいのちといきが」「老いと死の受容」「六十歳は二度目の成人式」などをそろえています。

授業が終わると、校庭の裏手にある金網にガス少年を押しつけて、クラス中の男子がからかいました。ガスの顔から表情が消えたのはあのときからでしょうか？

お面のような無表情で自分を守るうちに、心のおりにとらわれてしまったガス。それを乗り越え、大きく成長するまでを描いた絵本です。

公園に住んでいるパーシーは、動物たちと、とても仲良し。ある冬の夜、その日は寒くてとうとう雪が降り始めました。するとドアをノックする音がしました。暖まるために、動物たちが次々に集まってきたのです。そして小屋は大騒ぎに…。

パーシーと動物たちの心温まる絵本です。



大任JVCがソフトバレーで優勝

12月7日、嘉穂町総合体育館で「第12回ソフトバレーボールフェスティバル」の一環として小学生を対象としたソフトバレーボール大会が開催されました。大会には49チームが参加し、学年別のリーグ戦で熱戦を繰り広げました。

町内からは大任JVC（ジュニアバレーボールクラブ）の4チームが出場し、日ごろの練習の成果を発揮。その結果、5年生女子の部に出場した大任5年ファイターズが見事優勝しました。

保育園入園手続きまだ間に合います

仕事や病気などの事情で子どもを保育できない人で、保育園の入園手続きをしていない人はいませんか。まだ間に合います。申請に必要なもの

印かん、父母ともに平成15年1月1日～12月31日分の源泉徴収票。ただし勤務先で源泉徴収票を発行できないときは、勤務（内職）証明と平成15年度の課税証明が必要です。

■問い合わせ
住民2課 内線119

定期健診で

子どもスクスク

住民1課衛生係では、次のとおり3歳児健診と1歳6か月児健診を行います。

3歳児健診

■とき 2月25日(水)

■受付時間

13時30分～14時30分

■ところ 役場多目的ホール

■対象者 平成12年11月6日から13年2月25日までに生まれた子ども

※ 前回（11月5日）の健診を受けていない人は必ず受診してください。

■健診内容 小児科・歯科・身体測定・育児相談・検尿（採尿容器を郵送します）

■持参するもの 母子手帳・採尿した尿・筆記用具・問診票

1歳6か月児健診

■とき 3月3日(水)

■受付時間

13時30分～14時30分

■ところ 役場多目的ホール

■対象者 生後1年6か月から1年8か月までの幼児

■持参するもの 母子手帳

※ 対象者で通知が届いていない人は係までご連絡ください。

■問い合わせ
住民1課衛生係 内線113

ご存じですか

田川の文化と歴史

田川郡社会教育振興協議会では、次のとおり「鷹羽かるさど文化フォーラム」を開催します。

■とき 2月27日(金)19時～21時

■ところ

方城町地域交流センター

■内容 講演「豊田秀吉と名護屋城の時代」

■講師 高瀬哲郎さん

■参加費 無料

■申込み・問い合わせ 2月20日(金)までに、社会教育課へお申込みください。

社会教育課 内線220

愛寿園在宅介護支援センターの

お年寄りの介護技術講座78

転ばぬ先の靴？

お年寄りにとって転ぶということは、それからの人生を左右する大事故だといえます。たいした病気もせずに、慣れ親しんだ自宅で暮らしていた人が、ちょっとした転倒で骨折し、その後歩けなくなり、仕方なく施設で生活している…などの話を聞く、とても残念です。

そのため、私たちは危険な場所を改修するなどして、転倒の予防をしますが、それでも意外なところに落とし穴があります。今回は、その落とし穴の一つ「はき物が原因となる転倒」についての話をしたいと思います。

ある地域で「転倒実態調査」を行ったところ、玄関先や庭で転んだ人の多くが、つっかけやサンダルを履いていたという結果が出ました。ほかにも長靴での転倒が目立ちました。このように、靴の中で足が遊んでしまふものは、高齢者にとって大変危険な履物といえます。めんどろですが、ちょっと庭先へ出るときでも、ぜひ靴をはきましよう。

では、転びにくい良い靴とはどのようなものでしょうか。

- ① かかとを包むところがしっかりとしていて、歩いても上下にかかたがバコバコしないもの。
- ② 靴を裏返しにして、かかととつま先の部分を持って曲げたときに、指のつけ根のところが曲がり、そのほかはある程度しっかりとしているもの。
- ③ しっかりと足の指全体で地面をふんばれるように、つま先の部分が広いもの。
- ④ 土踏まずの部分が盛り上がっていて、足の裏がピタッと靴底とフィットするもの。
- ⑤ つま先よりもかかの方が、1.5センチ程度高くなっているもの。ただし、ハイヒールやローヒールのように、かかたが細いものは危険です。
- ⑥ 靴底は、ぬれた場所でも滑りにくい材質、模様のもので、
- ⑦ チャックやマジックテープで足の甲部分を閉める作りではきやすくぬげにくいもの。
- ⑧ 軽いもの。

以上の条件を満たしていて、デザインも気に入った靴が見つければ、きつと歩くのが楽しくなり、リハビリや健康増進にもなるはずです。

パノラマ たがわ

田川市郡2月の イベントです



● 問い合わせ先

田川市 ☎ 44-2000
添田町 ☎ 82-1231
川崎町 ☎ 72-3000
赤村 ☎ 62-3000
香春町 ☎ 32-2511
糸田町 ☎ 26-1231
金田町 ☎ 22-0555
赤池町 ☎ 28-2004
方城町 ☎ 22-0520

◆ 田川市 (<http://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/>)

- 没後10年 大内田茂士展 (田川市美術館)
2月8日(日)まで
観覧料 一般400円、高大生 300円、小中生100円
- 第12回 田川子どもたちによる絵画展
2月20日(金)~3月7日(日) (田川市美術館)
観覧料 無料

◆ 添田町 (<http://www.town.soeda.fukuoka.jp>)

- いろはカルタ大会
2月11日(祝)9時~ (オークホール)
- たこあげ大会 2月11日(祝)13時~
(そえだサン・スポーツランド)
- 研ナオコ LOVE LIFE LIVE 2003—2004
3月5日(金) (オークホール)
■ 開場 18時
■ 開演 18時30分
■ 入場料
全席自由4,500円
■ 問い合わせ
オークホール
☎ 82-2559



◆ 香春町 (<http://www.town.kawara.fukuoka.jp>)

- 香春町ふれあい市 (毎日営業) 9時~17時 (役場分館1階)

◆ 金田町 (<http://www.town.kanada.fukuoka.jp/>)

- 体協講演会
2月21日(土)19時受付・19時30分開演 (総合会館)
講演 「スポーツ外傷と障害」
講師 福岡大学スポーツ科学部教授 岩本英明さん
※ 運動のできる服装で来てください。
- ふれあい朝市 (毎週水・土) 7時30分~14時 (金田駅西口)

納税は口座振替が便利です 前期前納制度でも取扱い可能に

町税や固定資産税などの納税には、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替制度とは、税金を各納期ごとに役場や金融機関などへわざわざ出向いて納付する手間を省き、指定した預金口座から自動的に納税する制度です。

■ 申し込み 納税通知書と預金通帳、銀行印を持参のうえ預金口座のある金融機関または役場へ申し込みください。

■ 口座振替できる税

個人の町県民税(特別徴収除く)・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

■ 申し込みできる金融機関

福岡銀行本・支店、西日本銀行本・支店、田川信用金庫本・支店、郵便局、田川農業協同組合

■ 前期前納制度でも口座振替可
今回、前期前納の口座振替処理ができるようになりました。

なお、現在期別納付契約をしていて前期前納に変更する場合は、4月1日(木)までに役場・税務課で変更手続きを行ってください。

■ 持ってくる物 銀行印

■ 問い合わせ

税務課 内線105・107

防 犯 街頭犯罪ニュース —— 添田警察署 ——

地域をきれいにすることで、気持ちが良くなるだけでなく、犯罪が少なくなるという効果があります。実際にある地域では、地域の環境をきれいにした結果、犯罪が少なくなったそうです。犯罪の防止は地域の美化から。みなさんのご協力をよろしくお願いします。

町内の街頭犯罪発生状況 (12月末現在累計)

種 類	件 数
車 上 ね ら い	13件
オ ー ト バ イ 盗	10件
部 品 盗	6件
空き巣・忍び込みなど	11件
自 動 車 盗	3件

地域美化のポイント

- 空き缶やたばこのポイ捨てはやめましょう
- ゴミが落ちていたら拾いましょう
- 犬のフンは飼い主がきちんと処理をしましょう
- 公園や公衆便所のらくがきは消しましょう

● 今月の表紙

パンジー。1月8日、今任小学校の創立50周年記念花壇で撮影。この日は風が冷たく、外に出るのがおっくうだった。しかし、締め切りが迫っているため、泣く泣く出かける。
あまりの寒さにプルプルと震えが止まらない。軟弱な私とは対照的に、子どもたちは元気に遊んでいた。



こちら編集室

このコーナーは、編集の締めくくりとして最後に書いています。この原稿を書き終えるとやっと一段落。今月はいつも以上にホッとしています。広報紙はパソコンを使って編集していますが、年明け早々大事件が起きました。編集の中にいきなり画面がフツッリ……。それまでのデータが全て消え、スイッチを入れても反応なし。逃げ出そうかとも思いましたが、その後なんとかパソコンが復帰し、無事に今月号を届けようことができました。(安武)

